

第三者損害に関する見解 及び 物件所有者の確認について

1 工事件名

0414-6123

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

2 第三者損害に関する見解

この損害は、新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に伴う開削工事(鋼矢板工法、掘削深3.98m、水位GL-0.7m)施工中の湧水汲上げが原因で生じた地盤沈下によるものであり、沈下は現在5mm～25mmに達した状態で安定しています。

当現場の状況は、下町特有の軟弱地盤で湧水も多く、また、区画整理も行われていない曲がった道路であり、そこに污水管、雨水管を埋設する施工条件の悪い場所があります。

この損害は、当該工事に起因して生じたものと認められます。

3 物件所有者の確認

本工事の影響範囲内における物件の所有者については、下記現場代理人が確認済みです。

下水道建設株式会社

現場代理人 甲野 太郎

(注) ・ 第三者損害に関する見解は、具体的な工事概要(工法、掘削深、水位等)、沈下値、現場状況等を記入すること。

・ 第三者損害に関する見解は、工事件名ごとの損害発生起因の例示であるが、2つ以上の工事による競合工事若しくは複合工事又は継続工事による発生起因の場合は、関連する工事件名、工期、受注者名についても付記すること。

・ 当該工事に起因する損害に対し、受注者が本補修している場合でも、第三者損害に関する見解を記入すること。

・ 当該工事起因の全損害が本補修済みで、損害見積額がない場合、見解の末尾に以下のような文言を記載すること。

(例:「なお、当該損害については、受注者本補修済み。」)

(A4タテ)